

## 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務委託の提出書類における押印廃止の方針

国の押印原則見直しに伴い、本市が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務委託に係る契約及び工事関係書類において、下記のとおり一部書類の押印を廃止とします。

なお、この取り扱いについては、あくまでも提出書類の本人確認のための押印を省略できることとするものであり、従前のとおり押印した書類で提出することは可能です。

### 1 押印廃止の基本的な方針

- ・ 契約書の押印は継続
- ・ 工事及び業務関係書類は原則押印廃止

### 2 押印を省略する場合の取扱い

提出書類は、発行年月日及び書面ごとに定められた会社名、代表者名若しくは現場代理人等の記名又は署名があれば、押印は不要とする。

対象の書類については、別表-1を参照すること。

別表-1

規則等	書類名称
藤岡市契約規則	工事完成通知書 【業務完了通知書】
	工程表 【工程表】
	現場代理人等指定（変更）通知書 【管理技術者及び照査技術者選（改）任通知書】
	中間前払金認定申請書
	出来形検査願
	引渡書
藤岡市建設工事請負契約及び測量、建設コンサルタント等業務委託契約事務取扱要領	課税事業者届出書
	免税事業者届出書
	完成期日延期申請書
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の事務取扱要領	施工状況報告書
	下請施工状況変更届
	残土運搬処理実施（変更）計画書
	残土運搬処理報告書
工事及び業務書類	仕様書に基づいて提出する書類

※ 【】の書類は業務委託の様式